

別表3(第20条)

特別養護老人ホーム 桜井寮

令和8年8月適用

		項 目	入所/日 多床室 従来型個室	入所/日 多床室 従来型個室	入所/日 多床室 従来型個室	短期入所/日 多床室 従来型個室	短期入所/日 多床室 従来型個室	短期入所/日 多床室 従来型個室	備考	
			1割負担（円）	2割負担（円）	3割負担（円）	1割負担（円）	2割負担（円）	3割負担（円）		
基本料	介護サービス費	要 介 護 1	589	1178	1767	603	1206	1809		
		要 介 護 2	659	1318	1977	672	1344	2016		
		要 介 護 3	732	1464	2196	745	1490	2235		
		要 介 護 4	802	1604	2406	815	1630	2445		
		要 介 護 5	871	1742	2613	884	1768	2652		
		看護体制加算Ⅰ	4	8	12	—				
		精神科医療養加算	5	10	15	—				
		サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	44	66	22	44	66		
		個別機能訓練加算Ⅰ	12	24	36	—				
		個別機能訓練加算Ⅱ	20/月	40/月	60/月	—				
		機能訓練体制加算	—			12	24	36		
		科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50/月	100/月	150/月	—				
		栄養ケアマネジメント強化加算	11	22	33	—				
		療養食加算	6	12	18	—			該当者から1食	
		看取り介護加算Ⅰ	死亡日1280 死亡前2日間680 30日前～4日間前144 45日前～31日前72	死亡日2560 死亡前2日間1360 30日前～4日間288 45日前～32日前144	死亡日3840 死亡前2日間2040 30日前～4日間432 45日前～33日前216	—			死亡前 45日間限度	
		初 期 加 算	30	60	90	—			入所から30日間	
		安全対策体制加算	20	40	60	—			入所時1回限り	
		外 泊 加 算	246	492	738	—			外泊・入院後6日間	
		生産性向上推進体制加算Ⅱ	10/月	20/月	30/月	10/月	20/月	30/月		
		送迎加算（1回）	—			184	368	552		
		短期入所生活介護（長期利用者）	—			▲30	▲60	▲90	30～60日	
		連続61日以上短期入所生活介護を行った場合	—			長期利用者に対する減算によって介護福祉施設サービス費以下の単位数となっていることから、さらなる単位数の減は行わない。				
	食費	第 1 段 階	300			300				
		第 2 段 階	390			600				
		第 3 段 階①	680			1030				
		第 3 段 階②	1420			1360				
		第 4 段 階	1,545			1545				
		居住費	第 1 段 階	多床室0・従来型個室380						
			第 2 段 階	多床室430・従来型個室480						
			第 3 段 階①	多床室430・従来型個室880						
			第 3 段 階②	多床室530・従来型個室980						
			第 4 段 階	多床室915・従来型個室1231						
その他	個人負担	理美容代（1回）	1650～							
		地域外送迎代	—		通常の実施地域を越える分につき実費徴収となります。（1kmにつき50円）					
		日用品費	入所者及びご家族の希望によって施設が提供する日用品費、教養							
		クラブ活動費	娯楽費等は実費徴収となります。							

☆地域区分加算＝介護老人福祉施設 10.14 短期入所生活介護 10.17

☆介護職員処遇改善加算Ⅰ(口)＝介護費合計の17.6%